

第3章 計画の基本的な考え方

本章では、本計画の骨格となる、計画の目標像、基本方針を整理します。

1 計画の目標像

障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加して、活躍できる地域づくり

本市では、障がい福祉に関する基本的施策を定める『白井市障害者計画 2026-2032』において、これからの障がい福祉における、市民・地域・市等の共通の目標像を上記のとおり決めました。

本計画においても市障害者計画と目標像を共有し、その実現を目指して、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を推進していくものとします。

2 計画の基本方針

本計画においては、上記目標像の実現を目指し、「白井市第6次総合計画」及び「白井市第3次地域福祉計画」との整合性を保ちながら、国の基本指針の理念に基づき、次の6点を基本方針とします。

(1)障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2)障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる人の範囲を、「身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。以下同じ）並びに難病患者等であって18歳以上の人」と「障がい児」として、サービスの充実を図ります。

また、発達障がい者、高次脳機能障がい者及び難病患者については、引き続き、障害者総合支援法に基づく給付対象となっていることの周知を図り、サービスの活用を促します。

(3)入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から、福祉施設や病院への入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続及び就労等の課題に対応したサービス提供の体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

地域生活支援拠点等については、相談支援を中心に障がい者の重度・高齢化や「親なき後」、その他の生

活環境の変化の節目に合わせた中長期的視点に立った機能強化が必要となります。その整備・運営に当たり、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保します。

また、強度行動障害、高次脳機能障害、医療的ケアが必要な児等者、重症心身障害、発達障害、盲重複障害、ろう重複障害など、様々な障害特性に応じた地域のニーズを踏まえた上で、支援体制を構築するため、サービス提供体制の整備や専門人材の育成等を図ります。

(4)地域共生社会の実現に向けた取組

人口減少や単身世帯の増加に加え、障がい者の重度化・高齢化、親なき後の生活など、家族が抱える課題は複雑化・複合化している中で、市民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりや地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保、重層的支援調整会議を活用した包括的な支援体制の強化等について、白井市地域福祉計画と連携しながら、進めていきます。

(5)障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の意見の尊重及び最善の利益を考慮しながら障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障がい児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障がい児が保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう障害児の地域社会への参加や包容(以下「インクルージョン」という。)を進めます。

加えて医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、各関連分野が協働する包括的な支援体制を構築します。

(6)障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきであることから、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域で生き生きと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。

文化芸術活動においては、合理的配慮の提供に留意しながら、障がい者が多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、行政情報のアクセシビリティの向上を進めるとともに、障がい特性に配慮した意思疎通支援者派遣や養成、障がい当事者による ICT 活用等の促進を図ります。